



2026 年度入学者選抜 過去問題集

【小論文試験】

- ・大学院選抜 1 期 問題
- ・大学院選抜 2 期 問題

【縮刷版・非売品】

小論文試験 (90分)

注意事項

- 1 試験開始の指示があるまで、この冊子の中を見てはいけません。
- 2 解答用紙には次の記入欄があるので、それぞれ正しく記入してください。
 - ① 受験番号欄 受験番号(英数字)を記入してください。
 - ② 氏名欄 氏名を記入してください。
- 3 この問題冊子は5ページあります。
問題が記載されたページは3ページ目からです。
- 4 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を高く挙げて監督者に知らせてください。
- 5 問題冊子の余白は適宜下書きに使用してください。
- 6 解答は、解答用紙に鉛筆又はシャープペンシルで横書きで記述してください。
- 7 試験開始後、この問題冊子の下部、下書き用紙にも受験番号を記入してください。試験終了後、解答用紙、問題冊子および下書き用紙は回収します。

受験 番号	G						
----------	---	--	--	--	--	--	--

小論文試験問題

以下はボリス・グロイス『アート・パワー』の一節である。文章を読んで、設問に答えなさい。

多重的な作者

社会で展覧会が果たす役割は、長いあいだ揺るぎなく安定していた。アーティストが作品を生み出し、次いでキュレーターがそれを選んで展示するか、あるいは却下するかであった。アーティストは自律した作者であると見なされていた。それに対して展覧会を作るキュレーターは、作者と公衆のあいだを取りもつ者のことで、作者自身ではなかった。このようにアーティストとキュレーターの役割は、それぞれはっきりと区別されていたのである。アーティストは創造に関わり、キュレーターは選択に関わった。

キュレーターができるのは、さまざまなアーティストがすでに作り上げた作品を取蔵庫から選ぶことだけであった。つまり創造が一次的であり、選択は二次的であると考えられていたのである。したがってアーティストとキュレーターのあいだには必然的な対立が見られ、それは作者であることと仲介することのあいだの、個人と公的機関のあいだの、一次的であることと二次的であることのあいだの対立として論じられた。しかしながら、その時代はいまや完全に終わった。アーティストとキュレーターの関係は根本的な変化を遂げつつある。この変化によって旧来の対立が解決されたわけではないが、その対立はまったく異なる様相を帯びてきている。

この状況が変わった理由を述べるのは簡単である。今日の美術は、作ることと選ぶことの一致によって定義されているというのが、その理由である。少なくともデュシャン以後、芸術作品を選択することとそれを創造することは同じになっている。もちろん、それ以後の美術がすべてレディメイドになったというわけではない。しかし、創造するという行為が、選ぶという行為になったのだ。つまり、デュシャン以後、芸術の対象となる物を作り出すだけでは、その制作者をアーティストと見なすにはもはや不十分なのである。そのためには、アーティストは自分で作り上げた物をさらに選んで、それが芸術作品であると宣言しなければならない。したがってデュシャン以後、自分自身で作る物とほかの人によって作られた物とのあいだには、もはや違いがない。どちらも、芸術作品と見なされるためには選ばなければならないのである。今日、作者とは、選び、認定する者のことである。デュシャン以後、作者はキュレーターとなった。アーティストは自分自身の作品を選ぶのだから、まず自分自身のキュレーターである。

それに加え、アーティストはそれとは別に、ほかの物や、ほかのアーティストの選定もする。少なくとも一九六〇年代以降、アーティストは私的な選択の実践を示すためにインスタレーション作品を作ってきた。しかし、インスタレーションはアーティストによってキュレ

ティングされた展覧会にほかならず、そこにはアーティストが制作した物だけでなくほかの人が制作した物も展示されうるし、実際にされている。けれども、そのことによってキュレーターのほうもまた、アーティストが事前に選んだ物のみを展示するという任務から解放される。今日のキュレーターは、アーティストが選り署名した、芸術の対象とされる物を、「生」のなかから直接取り出した物と気兼ねなく組み合わせる。要するに、ひとたび作ることと選ぶことのあいだに一致が成立すると、アーティストとキュレーターの役割もまた一致したものとなるのだ。(キュレーティングされた)展覧会と(アーティストによる)インスタレーションのあいだには、一般的にまだ区別があるが、その区別は本質的には時代遅れである。

したがって「芸術作品とは何か」という古くからの問いが、新たに問い直されなければならない。今日の美術の実践がこの問いに示す答えはわかりやすい。芸術作品とは展示されている物のことである。展示されていない物は芸術作品ではなく、単に芸術作品として展示される可能性がある物にすぎない。私たちが今日の美術を「コンテンポラリー・アート」と呼ぶのは偶然ではない。それは芸術であると見なされるために、とにかく現在展示されていなければならない芸術作品のことなのである。したがって今日の美術の基本単位は、もはや対象物としての芸術作品ではなく、対象物が展示されるアート・スペース、つまり展覧会の空間でありインスタレーションの空間である。今日の美術は、ある特定の事物の総体ではなく、特定の場所のトポロジーのことなのだ。こうしてインスタレーションは、絵画、ドローイング、写真、テキスト、立体、レディメイド、映画、録音物といった、ほかのすべての芸術形式を吸収するきわめて貪欲な美術の形式を確立した。アーティストやキュレーターはこれら芸術の対象とされる物すべてを、純粋に私的で、個人的で、主観的な秩序に従って空間に配置する。このようにしてアーティストやキュレーターは、選択という私的な自己統治の戦略を公衆に表明する機会を得るのである。

ボリス・グロイス (石田圭子・齋木克裕・三本松倫代・角尾宣信訳)『アート・パワー』現代企画室、2017年、pp.150-152

(問)アーティストとキュレーターの関係が本文にて言及されているが、大学院においても作品や研究の発表を行うことが前提となる。作品の制作を行う作家としての立場もあるが、作品を選ぶキュレーターの立場も重要である。

ここで述べられているアーティストとキュレーターの関係の変化について、400字程度でまとめなさい。それを踏まえて、キュレーターの立場で、自分の研究計画書に基づいて、具体的活動例を800字程度で説明しなさい。

小論文試験 (90分)

注意事項

- 1 試験開始の指示があるまで、この冊子の中を見てはいけません。
- 2 解答用紙には次の記入欄があるので、それぞれ正しく記入してください。
 - ① 受験番号欄 受験番号(英数字)を記入してください。
 - ② 氏名欄 氏名を記入してください。
- 3 この問題冊子は6ページあります。
問題が記載されたページは3ページ目からです。
- 4 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を高く挙げて監督者に知らせてください。
- 5 問題冊子の余白は適宜下書きに使用してください。
- 6 解答は、解答用紙に鉛筆又はシャープペンシルで横書きで記述してください。
- 7 試験開始後、この問題冊子の下部、下書き用紙にも受験番号を記入してください。
試験終了後、解答用紙、問題冊子および下書き用紙は回収します。

受験 番号	G						
----------	---	--	--	--	--	--	--

小論文試験問題

次の問題文を読み、1200字以内で記述してください。

以下の文章は藤本貴之『バクリの技法』第1章「バクリとは何か?」の抜粋です。第1節「社会問題としてのバクリ」、2節「バクリは学びの基本」を読み、400字程度で要約しなさい。その上で、自身の研究・制作の視点から、第3節「バクリのオリジナリティ?」で述べられている“基礎体力”について、自身の具体的事例を交えて800字程度で論じなさい。

【以下引用】

1章 バクリとは何か?

社会問題としてのバクリ

近年、さまざまな場面で「バクリ」「バクった」「バクられた」という言葉を耳にします。もちろん、刑事ドラマなどでよく耳にする「犯人(ホシ)を逮捕する(バクリ)」というような利用法のことではありません。新作の作品やコンテンツが、既存のモノに似ている、振る舞いや話がほかの何かに似ている……そんな場合に「それ、真似(バクリ)じゃない?」などと利用するときの「バクリ」です。映画や音楽、テレビ番組やアニメ・漫画などであれば、絵柄やストーリーで似ている箇所があったり、印象が似ているな、と感じられると「バクリ?」と疑いの目をかけられたり、作品のオリジナリティを疑われたりします。

「これはバクリだ!」とネットで騒がれた結果、そこから、本当に盗作や剽窃、違法な流用や不正、利用などが発覚し、大きな社会問題やスキャンダルへと発展するような事例もある一方、偶然的類似や局部的な類似などに対して、悪意や貶(おとし)める意図をもって一部分だけをフレームアップし、それを過剰に「盗作だ、剽窃だ、著作権侵害だ」と騒ぎ立てて誹謗中傷をするようなこともあります。「誤爆」や「誤解」で批判されるようなケースもあるでしょう。そして、今日、バクリという言葉と現象が社会問題になったり、大きな事件になったりするケースが急増しています。それが実際に盗作や剽窃であるのかはさておき、類似を感じるモノ・コトに対して、まずは「バクリ」という言葉が使われ、オリジナリティを疑ったり、作品やコンテンツの評価が下げられたり、ときに製作者の人格否定にまで至ることさえあります。本当に盗作や剽窃であれば法的な処罰を受けることとなりますが、法律の解釈や司法判断によっては、盗作や盗用が認められないような場合もあります。しかし、法的にはどうであれ、一度バクリ疑惑を受けた製作者に対する社会的制裁はきわめて厳しく、つくり手としての信用性が著しく低下することは間違いありません。

パクリは学びの基本

一方で、私たちは「パクリ」「パクる」を、違法な盗作や剽窃などを指す重い言葉としてだけではなくても利用しています。大学のゼミなどでも、学生や大学院生たちが新しいテーマで勉強をする際に「とりあえず、この論文を読んで、やり方をパクってみてよ」とか、「サンプルプログラムをいろいろとパクって、練習しておいて」といったような表現を耳にしたこともあるのではないのでしょうか。

勉強・学習が模倣と観察から始まることはよく知られています。誰か/何かの模倣経験を通して新しいことを学び、誰か/何かを観察することで、直接経験することなく新しいことを学び取ってゆきます。先行事例を真似ること、すなわち「パクる」ことが学びのスタートであるといっても過言ではないでしょう。

高いレベルが求められる学術研究の分野でもその構造は同じです。

何か新しい挑戦を始めたり、新しい研究テーマに取り組んだりしようとする場合、まず最初にしなければならないことは、先行研究、類似研究を調べ、参考にしていく作業です。分野の違いやレベルの高低に関係なくこの作業は必須ですし、むしろレベルの高い研究ほど、先行研究や類似研究の調査は綿密に行われているはずで

この工程で行われることは、まずは自分たちの取り組みがすでに終わっている、やり尽くされているものでないか？ということをチェックすることです。自分では「新しい研究」と思っていることでも、いざ調べてみれば同じような内容ですでに結論が出されていたり、やるべき余地がないぐらいやり尽くされていたりすることがあります。そればかりではありません、もし不十分な調査からすでに同じようなテーマと結論が出されている研究をやっ

パクリのオリジナリティ？

先行研究や類似研究の調査の結果、新規性がある、あるいはまだ取り組むべき余地が残っていることが確認できれば、実際に研究を開始します。その際に、取り組みのきっかけとして、まず、先行研究や類似研究を参考に、真似てみる(模倣)、先行研究でやられた工程を追試し、その結果を確認したり思いをめぐらしたりして考えてみる(観察)こととなります。いわば、自分オリジナルの成果を出すために、パクることで“基礎体力”をつけるというわけ

そもそも人間には「自分が知らないことは想像できない」という絶対の認知メカニズムがあります。どんなに創造力/想像力に富んだ人であっても、絶対に不可能なことは「自分の知らないことを想像する」ということです。人間の創造力/想像力の限界は、自分が知っていること、すなわち「既知」のことに限られます。私たちが「未知の何か」を想像するとき、必ず「既知の何か」から類推し、関連づけなければなりません。例えば、「タコ」を知らない人は、それを想像するとき、それに似た既知の何か、例えば「イカ」を思い浮かべ、そこから類推し、未知の「タコ」を想像するしかありません。イカもナマコも知らない人にタコを想像させることは相当に困難なことです。「タコのような火星人」という想像力も、我々がタコやイカを知っているからこそ存在しているのです。いいかえれば、想像力豊かな人、クリエイティブな人とは、情報量、知識量の多い人であり、それら既知のデータベースを効果的に組み合わせたり、そこから類推したりする能力、極端にいえば、「パクリ」に長けた人ともいえるでしょう。

藤本貴之、『パクリの技法』、オーム社、2019より抜粋